

第3	危険物施設の規制範囲
----	------------

○ 製造所

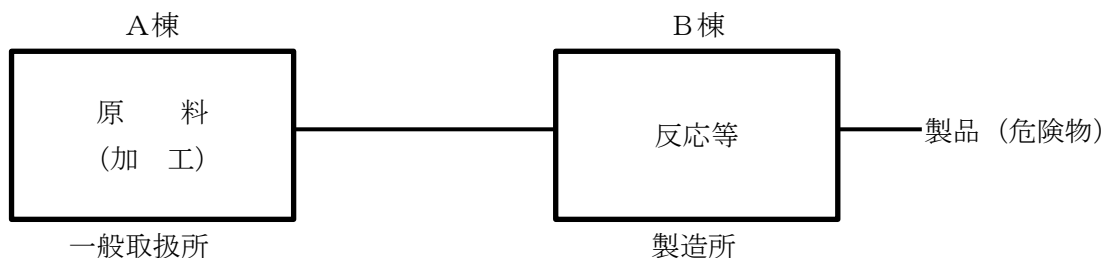
製造所とは、原料が危険物であるか非危険物であるかを問わず、下図のとおり種々の作業工程を経た最終製品が危険物であるものを製造所といい、規制範囲は次のとおりとする。(*)

図 3-1 製造所の作業工程の例



- 1 製造所は、危険物の製造が目的であるから、加工を目的とするものは、製造所に該当せず、取扱所に属する。なお、加工とは、沈降等による不純物の除去、比重分離による物品の除去、白土処理等による脱色等が該当する。したがって、反応、蒸留等は製造所に該当する。
- 2 製造所については、一棟の建物の中で危険物の製造工程が完結している場合は、その棟全体を一の製造所とし、また、その一棟の中に同種又は異種の2以上の製造工程があっても一の製造所として規制すること。
- 3 製造工程が二棟以上の建築物にわたる場合は、その棟ごとに一の製造所となる。ただし、製造される危険物の原料のみを取り扱う棟は、その原料が危険物であるときは、当該原料となる危険物の一般取扱所となる。

図 3-2 製造工程が2棟の建築物にわたる場合の規制範囲の例



- 4 建築物のない製造施設の場合は、製造工程全部を一の製造所として規制すること。

- 5 製造された危険物又は原料となる危険物を一時的に貯めるタンクは、当該タンクが製造行程に組み込まれ、危険物を取り扱う形態のものである場合は、製造所の本来の機能に伴う施設として、製造所の一部となる。

図 3-3 製造所の規制範囲の例

6 製造所における危険物以外の物品の製造

製造所において、当該施設の設備を用いて危険物に該当しない物品を製造可能な場合があるが、以下の要件を満たす場合は、当該物品の製造を認められる。(平成 24 年 8 月 28 日消防危第 199 号「執務資料の送付について」問 2)

- (1) 当該物品は、当該物品が触れる可能性のある設備の材質に悪影響を与えないものであること。
- (2) 当該物品は、当該製造所で取り扱う危険物と有毒ガスの発生や火災性状の変化等悪影響のある反応を起こさないものであること。
- (3) 当該物品は、当該製造所に設置されている消火設備で有効に消火できるものであること。
- (4) 当該物品は、消防活動等に支障を与えないものであること。

7 製造所における危険物の詰替え・充填

- (1) 製造所において、当該施設の設備の運転に必要な範囲での危険物の詰替え又は充てん（廃油の処理等）を行うことについて、防火上支障のない場合には、製造に伴う取扱いとして認める。(平成 24 年 8 月 28 日消防危第 199 号「執務資料の送付について」問 1)
- (2) 危険物の製造から容器への詰替え工程を、一連の危険物の製造工程として捉え、製造所内での容器の詰替えを認める。なお、詰め替え後の容器は速やかに貯蔵所等に運搬すること。(令和 2 年 3 月 16 日消防危第 67 号「執務資料の送付について」)

○屋内貯蔵所

- 1 一棟（独立・専用の建築物）ごとに規制すること。なお、隔壁で区画さ

- れた複数の室がある場合でも一の貯蔵所として規制すること。(*)
- 2 他の用途の倉庫等の部屋を区画して設けられる場合は、その区画された部屋のみを規制すること。(*)

図 3-4 屋内貯蔵所の規制範囲の例

- 屋外タンク貯蔵所
 - 1 貯蔵タンクごとに規制すること。(*)
 - 2 分割した貯蔵タンクであっても、一の貯蔵所として規制すること。(*)
 - 3 共用のポンプ設備、防油堤等で複数の貯蔵タンクに係る規制については、指定数量の倍数が最も大なる（主たるタンク）施設の付属設備として規制すること。(*)

図 3-5 屋外タンク貯蔵所の規制範囲の例

○ 屋内タンク貯蔵所

屋内貯蔵タンクの基数にかかわらず、タンク専用室ごとに規制すること。**(*)**

図 3-6 屋内タンク貯蔵所の規制範囲の例

○ 地下タンク貯蔵所

地下貯蔵タンク 1 基ごとに規制すること。**(*)**

ただし、複数の貯蔵タンクが次のいずれかに該当する場合は、一の地下タンク貯蔵所として規制すること。**(昭和 54 年 12 月 6 日消防危第 147 号「一の地下タンク貯蔵所の範囲について」)**

- (1) 同一のタンク室に設置されているもの。
- (2) 同一の基礎上に設置されているもの。
- (3) 同一の蓋に設置されているもの。

図 3-7 複数の地下貯蔵タンクが一の地下タンク貯蔵所となる例

○ 簡易タンク貯蔵所

簡易貯蔵タンク 1 基ごとに規制すること。ただし、複数の貯蔵タンクが次のいずれかに該当する場合は、一の貯蔵所として規制すること。**(*)**

- (1) 同一のタンク専用室に設置されているもの。
- (2) 屋外に設置されている場合で、塀、コンクリート又は排水溝等で区画されているもの。

図 3-8 簡易タンク貯蔵所の規制範囲の例

○ 移動タンク貯蔵所

- 1 単一車形式で積載以外の移動タンク貯蔵所及び単一車形式で積載式の移動タンク貯蔵所は、下図のとおり貯蔵タンク及び車両も含めて規制すること。**(*)**

図 3-9 単一車形式の規制範囲の例

- 2 被けん引車形式で積載以外の移動タンク貯蔵所及び被けん引車形式で積載式の移動タンク貯蔵所にあつては、下図のとおり移動貯蔵タンクを積載している部分のみを規制すること。**(*)**

図 3-10 被けん引車形式の規制範囲の例

3 次のようなフルトレーラー及び複合タイプのものは、認められていないので留意すること。(*)

図 3-11 移動タンク貯蔵所として認められない例

○ 屋外貯蔵所

一の区画ごとに規制すること。(*)

図 3-12 屋外貯蔵所の規制範囲の例

○ 給油取扱所

区画された一の敷地ごとに規制すること。なお、地下貯蔵タンク（専用タンク、廃油タンク）、簡易貯蔵タンク等取扱所内にあるタンクを含めて規制すること。（*）

図 3-13 給油取扱所の規制範囲の例

○ 販売取扱所

店舗の連続した区画の部分を一の取扱所として規制すること。（*）

図 3-14 販売取扱所の規制範囲の例

○ 移送取扱所

原則として、一の配管、ポンプ設備ごとに規制すること。(*)

図 3-15 移送取扱所の規制範囲の例

○ 一般取扱所

- 1 下図のように危険物を原料として種々の化学反応を伴う等、製造所と類似した施設であっても最終製品が非危険物となるものは、一般取扱所として規制すること。(*)

図 3-16 一般取扱所の製造工程の例



- 2 危険物を取り扱う塗装、印刷、塗布、洗浄、焼き入れ、放電加工、ボイラー、バーナー車両に固定されたタンクに液体の危険物注入、容器詰替、油圧装置、潤滑油循環装置、切削装置、研削装置、熱媒体循環装置及び蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない施設も一般取扱所として規制される。(*)
- 3 規則第1条の3第7項第1号(品名から除外されるもの)により、動植

物油から除かれるもので、そのタンクに附属する注入口等の部分において、1日に指定数量以上取り扱うものも一般取扱所として規制すること。

(*)

- 4 規制範囲は、原則として製造所の例によること (*)